3　委員会は、次のことを行う。

(a)　コンセンサス方式により、委員会の会合の運営及びその任務の遂行のための規則（手続規則、財政規則その他規則を含む。）を採択し、又は必要に応じて改正すること。

(b)　科学委員会、技術・遵守委員会及び必要に応じ他の補助機関についての業務計画及び付託事項を採択すること。

(c)　漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種の保存及び管理並びにぜい弱な海洋生態系に漁獲活動が及ぼす影響の評価及び当該影響への対処に関し、委員会が決定を行う必要がある場合には、当該決定の科学上の根拠に関する問題を科学委員会に付託すること。

(d)　条約水域における実験的、科学的及び試験的な漁獲活動についての条件を定めること並びに漁業資源、ぜい弱な海洋生態系及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に関する科学的調査に係る協力の範囲を決定すること。

(e)　ぜい弱な海洋生態系の指標となる種であって当該種を対象とする漁獲が禁止されるものの一覧表を採択し、随時改正すること。

(f)　委員会の対外関係を管理すること。

(g)　この条約の目的を促進するため、必要なその他の任務を遂行し、及びその他の活動を行うこと。

第八条　意思決定

1　委員会は、原則として、コンセンサス方式によってその意思決定を行う。

2　この条約がコンセンサス方式によって意思決定を行わなければならないと明示的に規定する場合を除くほか、議長がコンセンサスに達するためのあらゆる努力が払われたと認める場合には、

(a)　手続問題についての委員会の決定は、賛成票又は反対票を投ずる委員会の構成国の過半数による議決で行う。

(b)　実質問題についての決定は、賛成票又は反対票を投ずる委員会の構成国の四分の三以上の多数による議決で行う。

3　ある問題が実質問題であるか否かが争点となる場合には、その問題を実質問題として取り扱う。

4　決定は、その議決の際に委員会の構成国の三分の二以上が出席する場合を除くほか、行われない。

第九条　委員会の決定の実施

1　委員会による拘束力を有する決定は、次の方法によって効力を生ずる。

(a)　委員会の議長は、委員会による決定の採択の後、当該決定を書面により、委員会の全ての構成国に速やかに通告する。

(b)　決定は、当該決定に別段の定めがない限り、委員会による当該決定の採択についての(a)の規定に基づく議長の通告に明記する送付の日の後九十日で、委員会の全ての構成国について拘束力を生ずる。

(c)　委員会の構成国は、決定について、当該決定がこの条約、千九百八十二年条約若しくは千九百九十五年協定に適合しないこと又は当該決定が当該構成国を法律上若しくは事実上不当に差別するものであることのみを理由として、異議を申し立てることができる。

(d)　委員会の構成国が異議を申し立てる場合には、当該構成国は、委員会の議長に対し、決定が(b)の規定に基づき拘束力を生ずる日の少なくとも二週間前に書面によりその旨を通告する。この場合には、当該構成国は、その通告によって表明した範囲において当該決定に拘束されない。もっとも、当該決定は、委員会が別段の決定を行わない限り、他の全ての構成国に対して引き続き拘束力を有する。

(e)　(d)の規定に基づいて通告を行う委員会の構成国は、決定について、この条約、千九百八十二年条約若しくは千九百九十五年協定に適合しないか又は当該構成国を法律上若しくは事実上不当に差別するものであるかのいずれかを特定するとともに、そのような立場をとる理由について書面による説明を提供する。当該構成国は、また、自己が異議を申し立てた決定と同等の効果を有し、かつ、同一の日から適用される代替的な措置を採用し、及び実施しなければならない。

(f)　議長は、(d)及び(e)の規定に基づいて受領した通告及び説明の詳細を委員会の全ての構成国に対して速やかに送付する。

(g)　委員会のいずれかの構成国が(d)及び(e)の規定による手続を援用した場合には、委員会は、他の構成国の要請により、異議が申し立てられた決定について検討するための会合を開催する。委員会は、問題となっている事項に関して助言を得るため、漁業に関する国際法及び地域的な漁業管理のための機関の運営について十分な知識を有する二以上の専門家であって、委員会の構成国の国民でないものを委員会の費用負担により当該会合に招請する。これらの専門家の選定及び活動は、委員会が採択する手続に従って行われる。

(h)　委員会は、その会合において、委員会の構成国が申し立てた異議について特定した理由が正当化されるか否か及び採用された代替的な措置が当該異議が申し立てられた決定と同等の効果を有するか否かについて検討する。

(i)　異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に反しないと委員会が認める場合であっても、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものであり、委員会がそのような措置として認めるべきものであるときは、当該代替的な措置は、当該決定に代わるものとして当該異議を申し立てた構成国を拘束する。

(j)　異議が申し立てられた決定が当該異議を申し立てた委員会の構成国を法律上又は事実上差別するものでなく、かつ、この条約、千九百八十二年条約又は千九百九十五年協定に反しないと委員会が認める場合において、代替的な措置が当該決定と同等の効果を有するものでないときは、当該異議を申し立てた構成国は、次のいずれかのことを行うことができる。

(i)　委員会による検討のため、異なる代替的な措置を提示すること。

(ii)　四十五日以内に自己が異議を申し立てた最初の決定を実施すること。

(iii)　第十九条又は附属書4の規定に従って紛争解決手続を開始すること。

2　1に規定する異議を申し立てる権利を援用する委員会の構成国は、いつでもその異議の申立ての通告を撤回することができるものとし、決定が既に効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合には当該決定がこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、当該決定に拘束される。

第十条　科学委員会

1　科学委員会は、委員会の最初の通常会合において採択され、随時改正される科学委員会に対する付託事項に従い、科学上の助言を与え、及び勧告を行う。

2　科学委員会は、委員会が別段の決定をしない限り、少なくとも二年に一回、委員会の通常会合に先立って会合する。

3　科学委員会は、コンセンサス方式によって報告書を採択するためにあらゆる努力を払う。あらゆる努力を払ったにもかかわらずコンセンサスに達することができなかった場合には、報告書には、多数意見及び少数意見を記載しなければならず、また、報告書の全部又は一部についての構成国の代表の異なる意見を記載することができる。

4　科学委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　委員会に調査計画（科学の専門家又は適当な場合には他の機関若しくは個人が取り扱う特定の問題及び項目を含む。）を勧告すること並びに必要なデータを特定し、及びそのための活動を調整すること。

(b)　条約水域における漁業資源の状況に関する科学的な評価を定期的に計画し、実施し、及び検討すること、当該漁業資源の保存及び管理のために必要な措置を特定すること並びに委員会に助言を与え、及び勧告を行うこと。

(c)　関連情報を収集し、分析し、及び頒布すること。

(d)　漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種に漁獲活動が及ぼす影響を評価すること。